

# 介護保険事務処理システムについて

## 目 次

・ 都道府県と国保連とのインターフェイス .....	1
・ 保険者と国保連とのインターフェイス（台帳管理業務）.....	91
・ 介護給付費点数コード表（案）.....	265
（参考）介護給付費の算定構造（案）.....	373

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

事務処理システムチーム

# インタフェース仕様書(案)

## 都道府県インタフェース編

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。


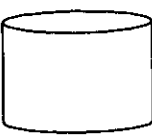

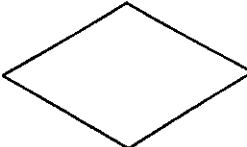


# 目次

1 台帳管理業務	
1.1 受け渡し概要図.....	1
1.2 インタフェース一覧.....	4
1.2.1 異動情報(入力情報).....	4
1.2.2 訂正情報(入力情報).....	4
1.2.3 更新結果(出力情報).....	5
1.2.4 国保連台帳情報(出力情報).....	5
1.3 項目説明.....	6
1.3.1 異動情報(入力情報).....	6
1.3.2 訂正情報(入力情報).....	15
1.3.3 更新結果(出力情報).....	16
1.3.4 国保連台帳情報(出力情報).....	22
1.4 異動情報と訂正連絡票の作成方法.....	28
1.4.1 異動情報の作成方法.....	29
1.4.2 訂正連絡票の作成方法.....	31
1.5 帳票イメージ.....	33
2 インタフェース規定	
2.1 インタフェース方式概要.....	55
2.1.1 概要.....	55
2.1.2 データ交換の種類.....	58
2.2 インタフェース仕様.....	58
2.2.1 交換情報の仕様.....	58
2.2.2 磁気媒体作成上の留意事項.....	74
2.2.3 伝送使用上の留意事項.....	75
2.3 表記法.....	75
2.3.1 インタフェース一覧の表記について.....	75
2.3.2 項目説明の表記について.....	76
2.4 コード一覧.....	78
2.5 留意事項.....	85
2.5.1 項目設定共通事項.....	85
2.6 データ種別一覧.....	86

# 1 台帳管理業務

## 1. 1 受け渡し概要図

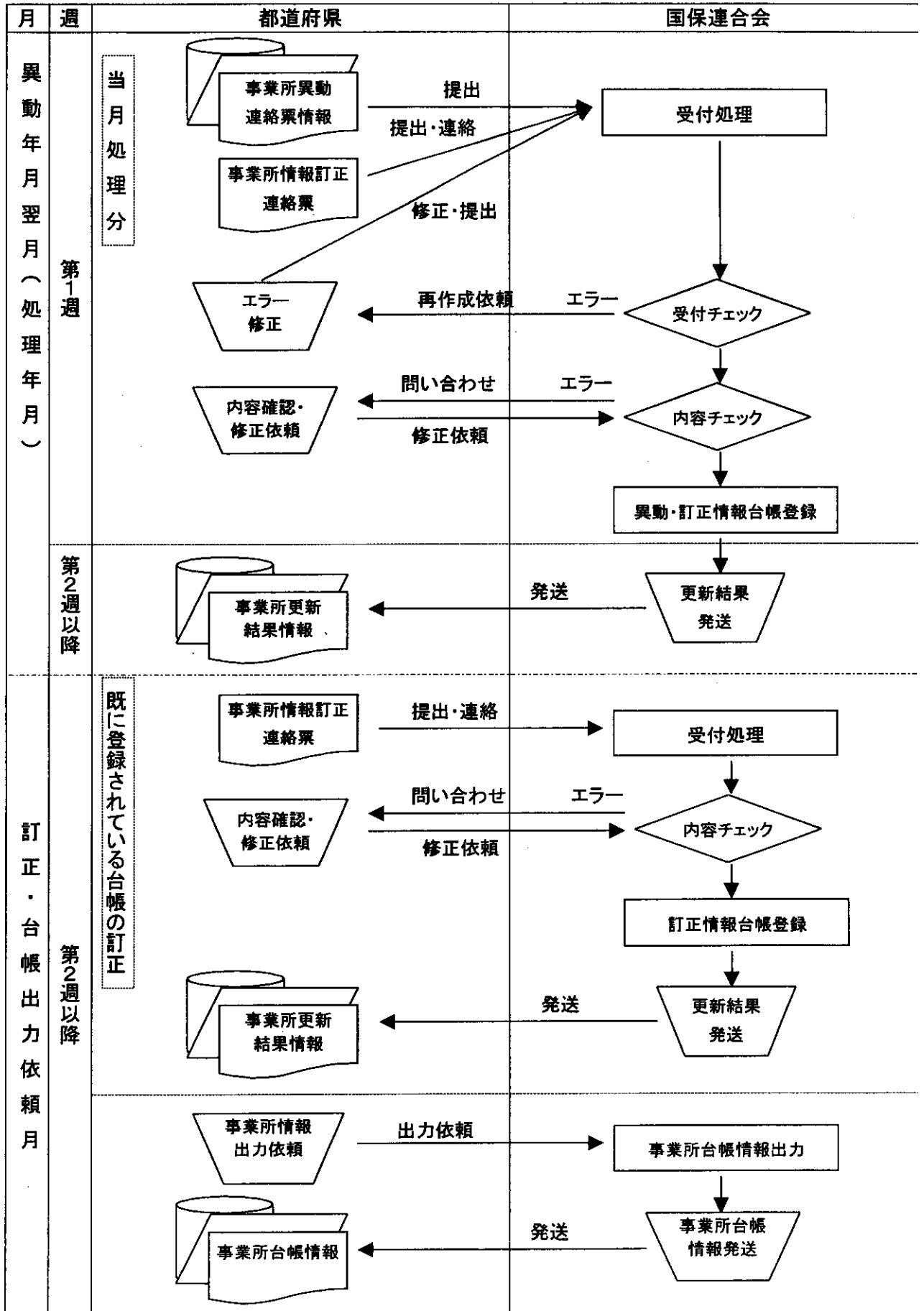
受け渡し概要図の中で用いている図の意味は、次の通り。

表示図	内容
	伝送であることを示す。
	磁気(FD、MO、MT等)媒体であることを示す。
	帳票であることを示す。
	業務の流れの中で判断を行うことを示す。
	業務の流れの中で特定の処理を行うことを示す。
	伝送、磁気、および帳票のいずれでもない通知の方法を示す。

受け渡し概要

都道府県	国保連合会
<p>1. 都道府県は、指定居宅サービス事業所等の情報に異動が発生した場合、国保連合会に事業所異動連絡票情報(基本情報・サービス情報)を提出する。 尚、当月提出分の異動情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、事業所情報訂正連絡票(基本情報・サービス情報)を提出する。</p> <p>3. 都道府県は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>5. 都道府県は国保連合会からの問い合わせにより、エラー内容を確認し、国保連合会へ修正の依頼をする。</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた事業所異動連絡票情報等について受付チェックを行い、エラーを発見した場合は都道府県に再提出を依頼する。</p> <p>4. 受付チェックした異動情報及び訂正連絡票を事業所台帳に登録する。エラーを発見した場合は都道府県にエラー内容を確認し、エラーを修正する。</p>
<p>7. 都道府県は、事業所台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、事業所情報訂正連絡票を提出する。</p> <p>9. 都道府県は、国保連合会からの問い合わせにより、エラー内容を確認し、国保連合会へ修正の依頼をする。</p>	<p>6. 異動情報・訂正連絡票により、台帳を更新した結果を都道府県に発送する。</p> <p>8. 国保連合会は受け付けた事業所情報訂正連絡票を基に事業所台帳の内容を修正する。その際、エラーが発生した場合は都道府県にエラー内容を確認し、エラーを修正する。</p> <p>10. 訂正連絡票により、台帳を更新した結果を都道府県に発送する。</p>
<p>11. 都道府県は、国保連合会が保有している事業所情報の出力を依頼する。 尚、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>12. 都道府県からの出力依頼により、事業所台帳の内容を出力し、送付する。</p>
<p><b>備考</b></p> <p>1. 事業所異動連絡票情報(基本情報)(項目説明 P.6)と事業所異動連絡票情報(サービス情報)(項目説明 P.9)は同じファイルに格納し、提出する。(ファイル構成図 P.14参照)</p>	

受け渡し概要図



## 1. 2 インタフェース一覧

### 1. 2. 1 異動情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	5111	事業所異動連絡票情報（基本情報）	事業所の名称・所在地等の情報	都道府県 → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票
(2)	5211	事業所異動連絡票情報（サービス情報）	提供するサービス毎の事業所の名称・所在地等の情報 伝送・磁気媒体については加算要件を含む	都道府県 → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票
(3)	5212	事業所異動連絡票情報（加算要件）	事業所の体制加算等の情報	都道府県 → 国保連合会	月次	帳票

種別	帳票名	受付媒体種別		
		伝送	磁気	帳票
異動情報	事業所情報異動連絡票（基本情報）	○	○	○
	事業所情報異動連絡票（サービス情報）	○	○	○
	事業所情報異動連絡票（加算要件）	×	×	○

○ … 受付可、× … 受付不可

### 1. 2. 2 訂正情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	5121	事業所訂正連絡票情報（基本情報）	国保連合会へ登録済みの事業所情報（基本情報）に対する訂正情報	都道府県 → 国保連合会	訂正時	帳票
(2)	5221	事業所訂正連絡票情報（サービス情報）	国保連合会へ登録済みの事業所情報（サービス情報）に対する訂正情報	都道府県 → 国保連合会	訂正時	帳票
(3)	5222	事業所訂正連絡票情報（加算要件）	国保連合会へ登録済みの事業所情報（加算要件）に対する訂正情報	都道府県 → 国保連合会	訂正時	帳票

種別	帳票名	受付媒体種別		
		伝送	磁気	帳票
訂正情報	事業所情報訂正連絡票（基本情報）	×	×	○
	事業所情報訂正連絡票（サービス情報）	×	×	○
	事業所情報訂正連絡票（加算要件）	×	×	○

○ … 受付可、× … 受付不可

1. 2. 3 更新結果（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体	出力形式	
							CSV	帳票形式
(1)	5131	事業所情報更新結果情報（基本情報）	事業所異動（訂正）情報（基本情報）の更新結果	国保連合会 → 都道府県	月次	伝送磁気帳票	○	○ 汎用紙 A4 30
(2)	5231	事業所情報更新結果情報（サービス情報）	事業所異動（訂正）情報（サービス情報・加算要件）の更新結果	国保連合会 → 都道府県	月次	伝送磁気帳票	○	○ 汎用紙 A4 30

種別	帳票名	出力媒体種別		
		伝送受付分	磁気受付分	帳票受付分
更新結果	事業所情報更新結果（基本情報）	伝送返却	媒体返却	帳票返却
	事業所情報更新結果（サービス情報）			

1. 2. 4 国保連台帳情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体	出力形式	
							CSV	帳票形式
(1)	5141	事業所台帳情報（基本情報）	国保連保有の事業所台帳情報（基本情報）	国保連合会 → 都道府県	依頼時	伝送磁気帳票	○	○ 汎用紙 A4 30
(2)	5241	事業所台帳情報（サービス情報）	国保連保有の事業所台帳情報（サービス情報・加算要件）	国保連合会 → 都道府県	依頼時	伝送磁気帳票	○	○ 汎用紙 A4 30

種別	帳票名	出力媒体種別		
		伝送受付分	磁気受付分	帳票受付分
国保連台帳情報	事業所台帳（基本情報）	伝送返却	媒体返却	帳票返却
	事業所台帳（サービス情報）			